

# 第1章 基本的事項

## 1 計画策定の背景

介護保険制度は、誰もが生きがいに満ちた老後を迎えるため、健康づくりや介護予防等の施策の充実を図り、たとえ介護を必要とする状態になっても、必要なサービスを利用し、地域でできる限り自立した日常生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉サービスが総合的・一体的に提供され、社会全体で介護を支えていく仕組みとして、平成12年度に創設されました。

この間、幾度となく介護保険制度の見直しが行われ、介護サービスの利用者は1割の利用者負担から応能割負担に変更、予防給付の一部が地域支援事業に移行するなど、多様化するサービスへの対応、費用負担の公平性を確保しながら、介護保険制度を持続させるための取り組みが行われています。

また、誰もが住み慣れた地域で心安らかに生活でき、互いに助け合いながら暮らせるまちをつくるため、人にやさしいまちづくりを推進し、地域で助け合う体制づくりやボランティア活動の活性化を図り、高齢者が誇りと生きがいを持ちながら暮らしていくために、社会参加の促進や生活支援サービスの継続と充実を一層図ることが重要になってきており、地域に期待される役割が大きくなっています。

本町は、町全域を一つの日常生活圏域と定め、介護保険法の理念に基づき、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定しています。

第8期計画は、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年（令和7年）、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年（令和22年）の双方を念頭に、高齢者の人口推移や介護サービスのニーズ等を見据えた中長期的な視点に立って、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」のより一層の構築とその深化・推進に向け、今までのサービスの継続と充実、そして新たな事業の展開を目指す計画とします。

## 2 計画策定の根拠

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画です。国が基本指針を定め、それに沿って都道府県、市町村が計画を策定します。

### 3 計画の期間

計画は3年を1期として策定しますので、第8期計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

### 4 基本理念

【「ちょっといいね！」がたくさんあるまちで、  
だれもが自分らしく暮らし続けていける 地域づくり】

第8期計画期間中には、65歳以上の人口が41%を超えることが見込まれています。すべての人が主体的に健康づくりに取り組む意識を持ち、「ちょっといいね！」がたくさんあるまちで自分らしく暮らし続けていけるよう、これまで以上に地域ぐるみで介護や支援を必要とする人を支え合う仕組みづくりが必要です。

### 5 基本方針

#### 1) 地域包括ケアシステムの構築

可能な限り住み慣れた地域でより長く自立した日常生活を営むことができるように、地域の資源を活用しながら、地域の特性に応じた医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスの提供を可能にする仕組みづくりに取り組みます。

また、介護保険制度を維持するために、保険者として地域の特性を生かしたケアマネジメントの充実や自立支援・重度化防止を図るとともに、高齢者の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の取り組みを一体的に進めます。

#### 2) 質の高いサービス提供の確保

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるように、それぞれのニーズに合った医療や介護サービスが受けられる支援体制の整備を図ります。その中で、介護現場全体で資質の高い人材を継続的に確保・育成していくことが重要であることから、人材確保に向けた総合的な取り組みについても検討していきます。

#### 3) 高齢者の生活基盤の充実と活躍支援

高齢者が健康で、明るく、積極的に社会参加していけるよう、健康づくりの推進、外出支援、虐待の防止に取り組みます。

また、地域住民がお互いに支え合いながら自分らしく活躍できる地域づくりを行い、誰もが地域の暮らしに生きがいを持てる社会の実現を目指します。

#### 4) 介護保険の安定的な運営

介護保険制度の安定的な運営を図るため、地域住民、介護従事者、介護サービス事業所等すべての関係者が制度を理解するための普及啓発を行います。

また、より効果的・効率的な介護給付が行えるように、介護給付の適正化に取り組めます。

#### 5) 災害や感染症対策等の体制整備

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、防災や感染症対策に係る周知啓発、研修、訓練等について、各事業所と連携して取り組みを進めます。

### 6 計画策定にかかる実態調査

#### 1) 在宅介護実態調査

- 実施時期 令和2年2月
- 調査対象 在宅の要介護認定者 163名
- 調査項目 日常生活状況、サービス利用、介護保険料の負担感など

#### 2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- 実施時期 令和2年2月
- 調査対象 要介護認定を受けていない75歳以上の人 748名  
要介護認定を受けていない65歳から74歳の人  
(抽出調査) 414名
- 調査項目 日常生活状況、地域活動、介護保険料の負担感など